

## 本日の検討項目

### 両立支援制度の実効性の確保

- 不利益取扱いの規定について
  - 均等法における取扱いと比較し、必要な見直しを行うべきか。
  - 短時間勤務等の申出又は取得を理由とする不利益取扱いについて、法制的な位置づけを見直すことや基準を明確化すべきか。
  
- 苦情・紛争の解決の仕組みについて
  - 均等法に基づく妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いが「調停」制度に基づき紛争の解決が図られていることを踏まえ、育児休業の申出等に係る不利益取扱い等についても、こうした「調停」制度等による紛争解決援助の仕組みを設けるべきか。
  
- 広報、周知・指導等について

## 検討項目

1. 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現
  - 育児休業後の働き方を見通すことができるような雇用環境の整備について
  - 在宅勤務について
  - 子の看護休暇について
  - 継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置の対象となる子の年齢について
  
2. 父親も子育てにかかわることができる働き方の実現
  - 配偶者が専業主婦（夫）等の場合の育児休業取得除外規定について
  - 出産後8週間の父親の育児休業の取得について
  - 父母ともに育児休業を取得した場合における育児休業期間について
  
3. 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備
  - 再度の育児休業取得要件及び育児休業を1歳6か月まで延長できる特別な事情について
  - 介護のための休業・休暇制度について
  - 非正規労働者の両立支援について
  
4. 両立支援制度の実効性の確保
  - 不利益取扱いの規定について
  - 苦情・紛争の解決の仕組みについて
  - 広報、周知・指導等について